Ⅳ．退職給付関係

1　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しています。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

2　確定給付制度

簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	187,039千円
退職給付費用	44,889千円
退職給付への支払額	14,978千円
期末における退職給付引当金	216,950千円
退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	44,889千円

Ⅴ．重要な債務負担行為

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。

契約内容	契約年月	契約金額（千円）	翌期以降支払額（千円）
島根大学（医病）高度外傷センター新営その他工事	平成28年11月	357,480	214,488
島根大学（医病）高度外傷センター新営その他電気設備工事	平成28年11月	79,380	47,628
島根大学（医病）高度外傷センター新営その他機械設備工事	平成28年11月	156,600	93,960
島根大学（医病）基幹・環境整備（ＲＩモニター設備更新）工事	平成28年12月	53,784	53,784
ハイブリッドＥＲシステム	平成28年11月	269,676	269,676
病院情報管理システム	平成28年10月	2,465,640	2,465,640

なお、前事業年度以前より役務提供を受け、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。

契約内容	契約期間	翌期以降支払予定額（千円）
島根大学医学部附属病院ＥＳＣＯ事業	平成20年４月から平成35年３月	464,946

注）島根大学医学部附属病院ＥＳＣＯ事業は、省エネルギーサービス契約を締結したものであり、当該契約において本学が使用する省エネルギー設備は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第３条に基づく国庫補助金の交付を受けています。

なお、翌期以降支払予定額は、当該年度の光熱水料等エネルギー削減額により、変動する場合があります。

また、本学の責に帰すべき事由により契約期間を満了せずに終了した場合は、省エネルギー設備に係る解約損害金及び違約金が発生する場合があります。

Ⅵ．法人移行時に係る固有の会計処理等

①　損益計算書の注記　（単位：千円）

注）当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	332,228
当該借入金により取得した資産の減価償却費	107,551
当期総利益に与える影響額（差引き）	224,676

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額	－
合計	224,676

②　貸借対照表の注記　（単位：千円）

注）繰越欠損金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	7,099,476
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	4,507,250
繰越欠損金に与える影響額（差引き）	2,592,226

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	321,305

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　135,270

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　202,454

合計　3,251,256

Ⅶ．金融商品の時価等の開示

1．金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債、地方債、政府保証債及び金銭信託に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構及び民間金融機関からの借入により調達しています。

資金運用に当たっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、国債のみを保有しており株式等は保有しておりません。また、未収附属病院収入は、国立大学法人島根大学経理規則等に沿ってリスク管理を行っています。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院及び学生寄宿舎の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施しています。